

令和元年5月16日

広島県信用金庫協会
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島みどり信用金庫

「後見支援預金」の取扱開始について

広島県信用金庫協会加盟の4信用金庫（広島信用金庫・呉信用金庫・しまなみ信用金庫・広島みどり信用金庫）では、令和元年5月20日（月）より、「後見支援預金」の取扱いを一斉に開始いたします。

「後見支援預金」は、後見制度による支援を受ける方の預金を、家庭裁判所の指示書に基づき別に管理するための口座です。

広島県信用金庫協会では、本預金の取扱いにより、社会問題となっている後見人による不正な預金引き出しの防止に努めるとともに、後見制度の普及に貢献してまいります。

記

1. 取扱開始 令和元年5月20日（月）から
2. 利用対象者 家庭裁判所が「後見支援預金」の新規契約にかかる「指示書」を交付した方
3. 主な特徴
 - ・家庭裁判所の「指示書」に基づく取引のみとなります。
 - ・普通預金として取扱い、口座管理手数料はかかりません。
 - ・キャッシュカードは発行されません。
 - ・最低預入金額の制限はなく、いくらからでも預入することができます。

以上

【お問い合わせ先】 営業統括部 営業企画課 TEL : 082-245-0321